

21世紀は知的財産で

日本知的財産協会 専務理事 仲 隆弘

従来、特許・意匠・商標等を工業所有権と称していましたが、著作権で保護されることになったコンピュータプログラム等も含めて、いつの間にか知的財産(権) 知的所有権という言葉が定着してきました。

企業でも、このような権利の管理部門は、特許部と称していましたが、10数年前より次々と知的所有権部・知的財産部と改称されています。これは守備範囲が広がったという純粋な意味と、従来のイメージを打破し、これからの企業経営には知的財産が非常に重要な位置づけにあるということを内外に示す意図もあったと思います。

日本知的財産協会は、1938年に発足し、1994年に日本特許協会から現在の名称に変更しましたが、今や日本企業760社を正会員とする世界最大の知的財産のユーザー団体となっております。

設立以来、非営利・非政府の純粋な民間機関・任意団体であり、その活動は、500人前後の参加による委員会活動で企業経営に資する知的財産の制度・運用を調査、研究し、その結果は会員にフィードバックするとともに、内外の知的財産行政庁や諸機関に発信しています。

また会員の従業員に対しては、人材育成・知的財産の啓蒙の観点から研修会を行い、年間1万人以上の受講生を抱える日本最大の知的財産研修機関ともなっております。

内外の知的財産機関とも交流を重ね、毎年国際会議への出席、アメリカ・ヨーロッパ・アジアへの代表団も数多く派遣しております。

今年4月から中部電力(株)にも入会して頂きましたが、入会が遅きに失したほどで、今後社内に蓄積された知的財産に関する博識を協会活動に反映していただければと期待しております。

さて21世紀は「知」の時代といわれ、「創造」「権利設定」「権利活用」からなる「知的創造サイクル」を強化・加速することで、創造型技術開発の促進・新規産業創出をはかり、科学技術創造立国の実現が必要といわれております。

アメリカでは、1980年代に強いアメリカの再現を目指すレーガン大統領により、知的財産の保護・価値を高める施策が次々と打ち出されました。経済再建のため



のヤングレポートが発表され、その中では知的財産保護強化の必要性が述べられております。1982年にワシントンD.C.に設立された知的財産専門の高裁である連邦巡回控訴裁判所(CAFC)では、次々と権利者優位の判決が出され、一方GATT等での多国間交渉あるいは二国間交渉で世界にアメリカの技術・権利の保護強化を求めてきました。

日本でも、21世紀に向けて、知的財産制度の強化に向けた強い保護・広い保護・早い保護を内容とする提言が各所でなされ、それに向けた法律改正も次々に行われております。

また従来特許制度はメーカーを中心とする制度でありましたが、コンピュータ技術やインターネットの進展に伴い、電子商取引や金融関連等のビジネス方法特許が脚光をあびております。

ビジネス方法特許では、企業内では研究開発者だけでなく、企画・経理・人事・営業等社員全員が対象になり、また特許制度の裾野が銀行、証券・保険会社、商社等、全産業に広がってきたと思われます。

更にインターネットの普及に伴うサイバー空間に誰もが安心して参加し、取引秩序が維持されるために、現在の法体系では無理があり、早急に法的ルールの整備が必要になってきております。

目前に迫った21世紀に、日本の産業界が活力を取り戻すために、知的財産が重要な役割を担うことが期待されておりますが、そのためには種々の法制度・運用の改善とともに、産業界にあっては、知的財産関係者のより一層の意識の向上が必要になってきております。

知的財産を企業の重要な資産と位置づけるには、その権利の評価、更なるコスト意識も必要になり、企業経営の中での知的財産のあり方、戦略もより重要になってきます。

知的財産が一つの大きな武器となって、日本の産業界がより活性化することを願ってやみません。

日本知的財産協会ホームページ
<http://www.jipa.or.jp/>